

「保護期間延長問題と創作・流通支援策に関する think C-PT 提言案」に対する意見

● 提出者（法人名）： 社団法人日本図書館協会（代表者：理事長 塩見昇）

● 意見

図書館は、古今東西の著作物を収集、整理、保存し利用に供することによって文化の発展に寄与する立場にあります。

この間、著作権保護期間延長問題については、保護期間延長に慎重な立場を取ってきております。これは、保護期間が延長されることは図書館資料である著作物の利用にさまざまな支障が生じることを予測するからです。

この度、貴プロジェクトチームがおまとめになった報告書・提言について意見を提出いたします。

1 日本版「フェアユース」規定の導入

提言に賛同いたします。

現在、日本国著作権法では権利制限規定を設けることで、著作物の公益的利用と著作権者の権利の調和を取ることとなっております。

図書館が行為の主体となる、あるいは図書館という場で行われる様々な行為について、個々の図書館は提供するサービス内容に応じた対応を行っております。

しかしながら、技術の進展等への対応という観点から考えると、権利者との調整の結果として法改正が行われることは、スピードが遅いということが問題となっております。権利者との協議によってガイドラインを策定するなど、法改正によらない調整も行いながら、一般的な権利制限規定としての「フェアユース」規定が必要と考えます。

2 「PSC（公的補償システム）」

慎重な議論をお願いします。

個々の権利制限によって生じる経済的損失に対する補填システムが、ガイドラインも含め権利者との調整促進となると考えますが、公益性に鑑みて規定されるフェアユース規定や権利制限規定の考え方と矛盾することとなります。また、生じる経済的損失の算出方法や補償金の徴収・分配コストと補償金の額の見合いが負担者の理解を得られるか、負担者が最終利用者なのか、公的セクターなのかなど検討すべきことが多くあります。

なお、現在稼働している、あるいは今後構築される権利情報データベースを相互に接続し、権利処理が円滑に進むよう期待するものです。当協会もその推進に協力して参りたいと考えております。

（2008年9月22日提出）